

食 品 安 全 委 員 会 第 155 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 18 年 8 月 10 日（木） 14:00 ～14:45

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・コエンザイム Q10 に係る食品健康影響評価について

（２）食品安全委員会の 7 月の運営について

（３）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 18 年 7 月分）について

（４）その他

4. 出席者

（委員）

見上委員長代理、小泉委員、長尾委員、畑江委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 藤井大臣官房参事官

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5. 配布資料

資料 1 評価書 コエンザイム Q10

資料 2 食品安全委員会の 7 月の運営について（報告）

資料 3 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 18 年 7 月分）について

6. 議事内容

○見上委員長代理 それでは、ただいまから「食品安全委員会」第 155 回会合を開催いたします。

本日は、寺田委員長が欠席していますので、委員長代理である私が司会進行を務めさせていただきます。

本日は、5名の委員が御出席です。

厚生労働省から藤井大臣官房参事官に御出席いただいております。

また、先日、事務局で幹部の人事異動がありましたので、事務局より紹介をお願いいたします。

○小木津総務課長 それでは、私から紹介させていただきます。

8月1日付けで、2名の異動がございました。

まずは、事務局次長が一色次長から日野次長に代わりましたので、紹介いたします。

○日野事務局次長 日野でございます。よろしくお願いいたします。

○小木津総務課長 また、リスクコミュニケーション官が西郷リスクコミュニケーション官から永田リスクコミュニケーション官に代わりましたので、紹介いたします。

○永田リスクコミュニケーション官 永田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○見上委員長代理 本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第155回会合）議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は3点でございます。

資料1が「評価書 コエンザイムQ10」。

資料2が「食品安全委員会の7月の運営について（報告）」。

資料3が「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成18年7月分）について」です。不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

「（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。コエンザイムQ10に係る食品健康影響評価につきましては、6月22日の第148回委員会会合における審議を経て実施した意見・情報募集の手続が終了いたしましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。「評価書 コエンザイムQ10」でございます。

1ページ目でございますが「審議の経緯」が書いてございます。これにつきましては、厚生労働省から昨年8月22日にコエンザイムQ10の安全性に係る食品健康影響評価について意見を求められたものでございます。

2 ページ目の下の方に「3. 審査の経緯について」と書いてございますが、今、委員長代理からお話がありましたように、6 月 22 日の第 148 回食品安全委員会での審議を経て、6 月 22 日から 7 月 11 日まで国民からの意見・情報の募集を行っております。

真ん中辺になりますけれども、1 ページと書いてございますので、御覧いただきたいと思います。「参考」というのがございます。国民からの意見・情報の募集の結果でございます。

「3. 提出状況」としましては、10 通ございました。以下、これについての「御意見・情報の概要」と、それに対する「食品安全委員会の回答（案）」について、説明をさしあげたいと思います。

1 点目でございますが、安全委員会の審議は、妥当なものと評価できるということで、医薬品の 1 日 30 mg という中で、食品として、この上限を超えるのは問題ではないか。コエンザイム Q10 というのは、単体で販売されているよりも、さまざまな成分とともに食品に添加されていることをあり、相互作用のデータも少ないことから、長期摂取による影響については、未知数である。安易に健康食品を助長させることのないように、今後ともしっかりとした指導をという要望でございます。

これにつきましては、評価書（案）の「6. まとめ」の部分を中心に、評価の考え方を説明しております。詳細については、省略させていただきます。

2 番目といたしましては、個別の製品の安全性については、事業者により適切に確保される必要があるという今回の評価書（案）の点については、まさにそのとおりで、徹底させるべきと考えるということ。他方、コエンザイム Q10 の食品としての長期的な安全性の基準（根拠）が不明確であるというお考えでございます。

具体的にいきますと、その中には医薬品の 30 mg を基準にしている根拠、大量投与ということで、初期のパーキンソン病患者の例が挙げられているわけですが、これが食品の大量摂取を評価する上で、不十分である根拠を更に明確にする必要があるのではないかと御指摘でございます。

これについては、評価書（案）の記載について説明をしております。医薬品と相違して、医療従事者としての関与がなく、基礎疾患を持った人など、さまざまな人が摂取すること、食品として長期継続的に摂取した場合の影響などを考慮する必要があると考えているということです。御指摘の中の医薬品の 30 mg の件についての本評価書（案）での取扱いですが、厚生労働省が原則医薬品の 1 日用量を超えないよう指導しているリスク管理措置を配慮することは重要であることを説明しております。

もう一つ、パーキンソン病患者の件につきましては、そもそも本評価に当たって、実施された試験の検査結果で、例えば健常人の範囲内であるからということで、健常人とみなすような形ではしていないこと。実際に御指摘の試験報告についてですけれども、すべてパーキンソン病の患者さんを対象に行われており、健常人を対象とした試験が行われていないこと。安全性の観点から行われたのではなくて、パーキンソン病の機能低下を遅らせるコエンザイムQ10の適切な投与量を調べるための試験であること。更に、ある特定の製剤を用いていることから、コエンザイムQ10全般の安全性について、検討しているものではないこと。パーキンソン病の患者さんですので、ある一定の年齢の方に偏っていることから、健常人がコエンザイムQ10を食品として長期摂取する影響を検討するための直接的な科学資料としては、適切ではないと考えているという回答でございます。

3番目でございますが、コエンザイムQ10の販売ということで、広告とかテレビコマーシャルなどで、利点だけしか消費者に伝えられていない状況にある。言論の自由はあるけれども、健康被害があっては遅いということで、あらゆるメディアでの正しい情報の伝達を考慮すべきという御意見でございます。

これに対する回答ですが、食品の機能についての表示、広告などについては、健康増進法、食品衛生法、薬事法などによって規制されている状況の説明と、評価書（案）について「6. まとめ」の部分を中心に回答しております。

特に関連する部分を述べさせていただきますと、カラムの真ん中辺りですけれども「事業者の責任で、用量を考慮した長期摂取での安全性の確認、摂取上の注意事項の消費者への提供、消費者の健康被害事例を収集させるなどについての指導を徹底することについても考慮されるべきとしております」と回答させていただいております。いただいた意見につきましては、厚生労働省にお伝えをするということで、回答できればと考えております。

4番目は、直接今回の件には関係がないと思いますので、省略させていただきます。

5番目でございますけれども、全部で5点についての御意見でございます。

(1)は、医薬品としての副作用の評価、1日摂取目安上限量の設定でございますが、具体的にいきますと、コエンザイムQ10は、医薬品では用量30mgで副作用が報告されていますが、食品で副作用がないと言えるのか、再検討を要望したいということ。医薬品で報告されている副作用について、ハイリスク群の有無等についての検討への要望。食品として数値を設定する場合には、基礎疾患を持った人など、さまざまな人が摂取する可能性があることを考慮したものとしてほしいという御要望でございます。

(1)のコエンザイムQ10の食品での健康被害事例については、今回諮問の契機となっ

た2例のほかに、ある企業の問い合わせ状況を評価書（案）に示しております。厚生労働省から提出された資料では、データが不足しており、安全な摂取上限量を決めることが困難であるという結論を説明しております。評価書（案）の「6. まとめ」の部分を中心に説明しております。今回の御指摘の件についてですけれども、いわゆる医薬品の副作用状況、基礎疾患を持った人などに対する対応については、厚生労働省に御要望をお伝えするというところでございます。

「（2）吸収性の評価と安全性のデータについて」ということで、製品によって剤形や添加剤などの違いから、コエンザイムQ10の吸収性が異なることが答申書にも述べられている。厚生労働省に剤形や添加剤等の異なる製品ごとの吸収率のデータを求めるべきというお考えでございます。

（2）に対しては、個別製品に関する安全性については、食品安全委員会から厚生労働省に照会をしたところ、評価書（案）にあるとおり、コエンザイムQ10の吸収性については、製品設計によって異なっており、吸収性が異ならないとする情報はなくて、むしろ乳化剤を添加して水溶性にすることで、吸収率が2倍程度になるとの報告があるという回答を受けておること。食品安全委員会では、このように製品によって吸収性が異なるのであれば、体内動態も製品によって異なると考えられることから、当該物質の安全性は、物質としてではなく、個別の製品について評価することが適切であるなど、本食品の安全性について、厚生労働省から提出された資料ではデータ不足ということで、安全な摂取上限量を決めることは困難と説明させていただいております。

「（3）被害情報の収集と公開について」の御要望でございます。

「（4）いわゆる『健康食品』の監視指導、再点検について」ということで、真ん中辺に「・」が書いてございますけれども、厚生労働省への要望ということで「・いわゆる『健康食品』の監視、指導を強めること」「・いわゆる『健康食品』の中に、作用が強く健康影響を引き起こす可能性のある食品がないか再点検して、貴委員会に評価を諮問すること」。こういった御要望の件でございます。

「（5）消費者への情報提供について」ということで、消費者に対しては、摂取上の注意事項を提供して、また事業者には十分な情報提供をするように指導してほしいという御要望でございます。

（3）（4）（5）につきましては、リスク管理に関わることでございますので、リスク管理措置を行っている厚生労働省にお伝えをしたいという回答でございます。

4ページの6番目になりますが、コエンザイムQ10の添加物としての用途がないにもか

かわらず、一般飲食物添加物として取り扱うこととされ、更に食品であるにもかかわらず、その製造に用いる溶媒などが食品添加物に該当しない等ということで、実際には※印の書いてある部分ですが、そういった通知が出ている。これらの決定の背景・経緯というのが明確でないという御意見、業界の都合に振り回されるのではなく、そもそも上限を定めてまで医薬品を食品として摂取する意味があるのかどうかを評価して、国民に提示すべきという御意見でございます。

※印に示しているものは、厚生労働省の通知ですので、これについては、所管している厚生労働省の方にお伝えをするということ。「業界の都合に振り回させるのではなく」という部分の御意見ですけれども、これについては、食品安全委員会は厚生労働省からコエンザイムQ10の安全性に係る食品健康影響評価の依頼を受けて、今回審議したということの説明と、これに対する指摘については、厚生労働省の方にお伝えするということでございます。

5ページの7番目です。若干趣旨がわかりにくいんですけども、1日30 mgの摂取の場合、副作用として、そこに記載のようなものが挙げられておりますが、これらの副作用というのは、食事に付随する症状ということで、被験物質と因果関係の区別が困難ということです。こういうことから、副作用以外の消費者の健康被害を収集することを明記すべきという御意見です。これは、いわゆる被験物質としての因果関係がわかる情報の収集をすべきという御意見ではないかと思えます。

今回1日30 mgが副作用と挙げられたものですが、これは評価書（案）にもあるとおり、医薬品のユビデカレノンの製剤の報告と、コエンザイムQ10の食品での健康被害事例については、今回諮問の契機となった2例のほか、ある企業の問い合わせ状況を評価書（案）に示していることを説明しております。また、評価書（案）では、リスク管理措置を講じる際には、事業者の責任で消費者の被害事例を収集させるなどの指導を考慮すべきとしておりますが、この中には、因果関係が判断可能な情報も含まれることを説明しております。なお、消費者の健康被害を収集する方法に関する御指摘につきましては、リスク管理措置を行っている厚生労働省にもお伝えをしたいという回答でございます。

8番目は二つに分かれております。

一つは、評価に当たって、評価対象食品の成分が経口摂取の医薬品である場合、当該医薬品の経口摂取用量を超えないことを前提条件、または既定の要件としているようにも見受けられますが、前提条件または既定の要件とすることの妥当性を検証していただきたいということです。その理由ということで、食薬に関連する御意見がずっと続いた形で書か

れております。

1については、厚生労働省が原則医薬品の1日用量を超えないよう指導しているリスク管理措置を配慮することが重要であるとしているものです。御指摘の点については、理由のところから詳しく書いていっているんですけども、これについては、リスク管理措置を行っている厚生労働省にお伝えをしたいということでございます。

8番の方はもう一つ御意見がございまして、7ページ目になりますが、食品健康影響評価において、科学的根拠に関する情報が不足している場合、追加の調査研究の課題を例示し、その研究を早期に実施すべきであることを明記していただきたいということでございます。

これに対するものは、5ページ目の右の「食品安全委員会の回答（案）」になりますけれども、御指摘の点については、既に評価書（案）において、用量を考慮した長期摂取での安全性の確認などに関する調査研究が必要であることを示しておりますという説明をしております。

7ページ目でございますけれども、9番目の御意見でございます。これは財団法人の日本健康・栄養食品協会からの御意見でございます。

「1．審議結果（案）全体について」では、安全な摂取上限量は明示されなかったものの、既にさまざまな製品が流通している実態も考慮した上で、コエンザイムQ10の安全性を踏まえて、実質的に判断されたものと理解して歓迎いたしますという御意見があります。

「2．当該食品の評価について」ということで、御意見をいただいております。

（1）は、コエンザイムQ10の摂取上限目安量が判断できる長期摂取ということで、Shultsなどが行った初期パーキンソン病患者での臨床報告について、患者を対象にしているという理由で、安全性試験としての位置づけから外していますが、これらについては、そこに記載のような形で、そういうことをするのは妥当ではないのではないかという御意見でございます。パーキンソン病は、中枢神経系疾患の1つであり、原因は脳内神経伝達物質ドパミンの不足とされている。本疾患患者では、血液生化学検査などの一般の安全性試験で評価対象とされている検査値は、健常人と全く変わらないということ。更に、文献では、パーキンソン病の初期患者の中で、薬物治療が行われていない症例を対象としていることから、コエンザイムQ10の高用量の長期間摂取時の影響を検討するデータとして、妥当ではないだろうかということです。また、文献では、副作用も記載されており、摂取量と副作用の相関についての調査も行われているということでございます。

長くなりますので、まず、ここについての回答でございますけれども、前に紹介した中

の回答と重複している部分もありますけれども、一つは本評価に当たって、実施された試験の臨床検査値をもって、健常人としてみなしているものではないこと。御指摘の試験報告というのは、すべてパーキンソン病の患者さんに対して行われているということで、健常人を対象として試験が行われたものではないということ。安全性の観点から行われたものではなく、パーキンソン病の機能低下を遅らせ得るコエンザイムQ10の適切な投与量を調べるための試験であること。更に、ある特定の製剤を用いているということから、コエンザイムQ10全般の安全性について検討したものではないこと。パーキンソン病の患者さんは、ある一定の年齢層に偏っていることなどから、健常人がコエンザイムQ10を食品として長期間摂取する影響を検討するための直接的な科学的資料としては、適切ではないと考えているということでございます。

8ページの「(2) Co Q10の生体内の合成・代謝系等に与える影響について」でございます。これについては、コエンザイムQ10を大量に摂取した場合の文献を書いております。もう一つは、コエンザイムQ10の長期間摂取による影響ということで、ラットでの8日間連続投与の件。健常成人を対象とした摂取試験ということで、御意見が書いてございます。

これらにつきましては、7ページ目の最初の2つですが、Tomono Y.らの試験報告が単回投与であるということ。Zhang Y.らの試験報告は、ラットによる8日間の強制経口投与させた試験であることから、ヒトが食品として長期継続的に摂取した場合の生体内におけるコエンザイムQ10本来の合成・代謝系に与える影響を検討する資料の対象とは考えなかったこと。8ページの左の下の文献に対する回答ですけれども、8ページの右の上を御覧いただきたいと思います。厚生労働省から新たに提出された、御指摘の引用文献7については、血中のコエンザイムQ10濃度が速やかに減少することによる何らかの反応を確認する必要があると判断されたことから、評価書(案)にあるとおりの指摘となったということです。食品安全委員会としては、評価書(案)にあるとおり、安全性評価の上で必須の情報と考えるコエンザイムQ10を、大量または長期継続的に摂取した場合の生体内におけるコエンザイムQ10本来の合成・代謝系等に与える影響に関する資料は、現在提出された資料では不足しているという考えを回答しております。

9ページ目の左の上になりますが「(3) Co Q10の製品別の体内吸収性の差について」ですが、これは作用が緩和ということで、吸収性に大きな増加がない限り、安全性への影響は少ないのではないかという御意見でございます。

これについての回答は、8ページ目の真ん中の「2. (3)について」ですけれども、

厚生労働省から、乳化剤を添加して水溶性にすることで、吸収率が2倍程度になるとの報告がある回答を受けているということで、食品安全委員会においては、このように製品によって吸収性が異なるのであれば、体内動態も製品によって異なることから、当該物質の安全性は物質としてではなく、個別の製品について評価することが適切と回答しております。

9 ページ目の（４）ですけれども、これは協会としての取組となりますが「（４）C o Q 10 が、医薬品の用量を超えて食品として流通していることについて」。指摘されている事項については、以下の通り対応すべく考えている。

「・用量を考えた長期摂取での安全性の確認に関しては、当協会の専門部会会員企業による過去10年の約6,000報にのぼる文献調査の範囲では特に重篤な副作用は検出されていないが、更に、これまで実施されてきている臨床試験内容を精査し、リスクアセスメントの考え方に基づいた評価を検討したい。なお、今後とも健康被害情報を集積することにより、安全性の評価も継続して行いたい。

・摂取上の注意事項の消費者への提供については、既に、協会の規格基準案に注意喚起事項を整理している。

・健康被害情報の収集に関しては、協会を中心としたシステムを検討中であり、協会のJ H F A 認証マーク制度等の活用等も積極的に考えたい」ということでございます。

これに対する回答としては、8 ページ右の下ですけれども、評価書（案）の「6. まとめ」の部分を引用して回答とさせていただきます。

9 ページ目の下の10 番目でございますが、これはコエンザイムQ10を製造販売されている一企業からの御意見ということで、コエンザイムQ10の1日摂取目安量の上限值としては、財団法人の日本健康・栄養食品協会が厚生労働省に提出した食品素材としてのコエンザイムQ10の1日当たりの最大摂取目安量として300 mg/日以下を設定したいとの提案を支持するというので、その企業の方の考え方とか取組みたいなものが御説明されております。

これについても、評価書（案）の「6. まとめ」の部分を中心に引用し、回答とさせていただきます。

以上が10 通の御意見でございます。

ということで、御意見をいただいた部分については、変更がなく、この前の食品安全委員会のときの評価書（案）という形で考えております。

もう一つ、最後のページになりますけれども、前回の食品安全委員会の中で、小泉委員

から、コエンザイム Q10 の長期摂取の試験の中で、心筋症患者と初期のパーキンソン病患者での、いわゆる評価書の考え方、評価の記載方法のところについて御意見がございました。

これは「食品安全委員会 148 回会合資料」というカラムのところでございますが「直接的な科学的資料としては、十分ではない」という形で書いてございますが「十分ではない」というのは、最終的に評価として採用したのか、採用していないのかよくわからないのではないかとということで「適切ではない」という言葉がよろしいのではないかと御意見がございました。

そのときに、一応国民からの意見・情報の募集の際には、このままいきますが、それを受けた後は、訂正するという事で御意見をいただいておりますので、ここでは「十分ではない」という部分については「適切ではない」という形で修正をさせていただいております。

以上が、国民からの意見・情報の募集での意見とそれに対する回答、修正の件です。

そういうことでございますので、5 ページ目を御覧いただきたいと思います。

既に前回の食品安全委員会のときに、詳細について説明しておりますので、結論だけ述べさせていただきたいと思いますが、5 ページの「6. まとめ」というところでございますが、今回、評価書につきましては、それぞれについて評価を行った部分を 5 の中で書いておるわけでございますが、

「以上 5. (1) ～ (4) の結果、食品安全委員会では、本食品の安全性について、厚生労働省から提出された資料では、データが不足しており、安全な摂取上限量を決めることは困難である。

このため、原則医薬品の一日摂取用量を超えないという現状のリスク管理措置に配慮することが重要であるが、一方、C o Q10 については、すでに様々な製品が流通していることから、個別の製品の安全性については、事業者により適切に確保される必要があり、こうした観点からも、リスク管理措置を講じる際には、事業者の責任で、用量を考慮した長期摂取での安全性の確認、摂取上の注意事項の消費者への提供、消費者への健康被害事例を収集させるなどについての指導を徹底されることについても考慮されるべきである」という形になります。

以上でございます。

○見上委員長代理 長い説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問が

ございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、第 148 回委員会会合におけるものと同じ結論となりますが、本食品の安全性については、厚生労働省から提出された資料では、データが不足しており、安全な摂取上限量を決めることは困難であるということで、よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長代理 それでは、次に「（２）食品安全委員会の 7 月の運営について」事務局から報告願います。

○小木津総務課長 それでは、資料 2 に基づきまして、食品安全委員会の 7 月の運営状況について、報告させていただきます。

資料の 1 ページでございますが「1. 食品安全委員会の開催」状況でございます。

第 150 回会合は、7 月 3 日に開催されまして、ここでは 7 月 1 日付けで食品安全委員会委員の改選が行われたことから、その紹介、そして、委員の互選により寺田委員を委員長として選出したということでございます。

第 151 回会合は、7 月 6 日に開催されておりますが、委員長が見上委員を委員長代理として指名したことについて報告がありました。

6 月の運営状況報告。

5 月分の食品安全モニターの報告。

「食の安全ダイヤル」の 6 月分の報告がございました。

第 152 回会合は、7 月 13 日に開催されてございますが、評価要請の案件、遺伝子組換え食品等でございますが、ここに標記の除草剤につきまして、厚生労働省から説明がございました。

添加物専門調査会で審議中の酢酸 α -トコフェロールの審査について、国民からの意見・情報の募集に着手いたしました。

平成 17 年の食中毒発生状況の概要について、厚生労働省から説明がありました。

第 153 回の会合は、7 月 20 日に開催されまして、評価要請といたしまして、動物用医薬品 4 品目につきまして、農林水産省から説明がありました。

農薬「カズサホス」について、厚生労働省から評価要請を受け、説明がございました。

その下ですが、農薬 25 品目の評価要請がありまして、品目は 2 ページまでわたっておりますが、これらの品目につきまして、厚生労働省から説明がありました。

中ごろからは、動物用医薬品 16 品目が掲げられておりますが、これについても説明がございました。

そして、動物用医薬品のイベルメクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤の再審査について検討がなされまして、同日付けで農林水産大臣に通知しております。

動物用医薬品専門調査会で審議中のウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチンの審査について、国民からの意見・情報の募集に着手いたしております。

家畜等に給与するモネンシンナトリウムによる薬剤耐性菌の審査につきまして、動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会で審議中の案件について、意見・情報の募集に着手いたしました。

18年度の食品安全モニター会議についての報告がございました。

第154回会合は、7月27日に開催されておまして、遺伝子組換え食品除草剤グルホシネートにつきまして、同日付けで検討が行われて、同日付けで、その結果を厚生労働大臣に通知しております。

米国産牛肉の輸出認定施設等の調査結果の報告が、厚生労働省、農林水産省からございました。

BSEに対する調査結果についても、同様でございます。

食品残さ利用飼料の安全性確保のためのガイドラインについて、農林水産省から報告がございました。

食品安全モニターからの報告の6月分がございました。

「2 専門調査会の運営」状況ですが、日時のみ紹介させていただきます。

添加物専門調査会の第34回会合は、7月14日。

農薬専門調査会につきましては、第1回幹事会が7月19日に開催されております。

第2回の総合評価第一部会は、7月19日。第2回総合評価第二部会は、7月31日に、それぞれ非公開で開催されております。

動物用医薬品専門調査会におきましては、第56回会合が7月26日。

非公開会合になりますが、第57回が7月26日、第56回会合の後で開催されております。

汚染物質専門調査会の第13回会合は、7月27日に開催です。

遺伝子組換え食品等専門調査会は、非公開で7月24日に第40回会合が開催されております。

汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループの第3回会合は、7月12日に開催されております。

「3. 意見交換会等の開催」状況でございます。

7月10日月曜日に、健康食品について知ろうというテーマで、徳島県徳島市におきまし

て、意見交換会が開催されております。

7月27日木曜日に、全国消費者団体連絡会と委員との懇談会の第7回目が開催されております。

その他、季刊誌の発刊がございました。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願います。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長代理 それでは、続きまして「（３）『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成18年7月分）について」事務局から報告をお願いいたします。

○吉岡勧告広報課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして、報告申し上げます。

7月に寄せられました「（１）問い合わせ件数」でございますが、59件でございます。うちBSE関係が10件、大豆イソフラボン関係が6件でございます。

「（２）内訳」でございますが「① 食品安全委員会関係」が12件。「② 食品の安全性関係」が14件。「③ 食品一般関係」が33件という状況でございます。

このうち「（３）問い合わせの多い質問等」ということで、問いと答えの形でホームページに別途掲載させていただいているものでございますが、妊娠中の飲酒と胎児性アルコール症候群との関係を教えてほしいという質問でございます。

これに対する答えでございますが、妊娠中にアルコールを摂取した女性から生まれた子どもに、特徴的な顔貌、発育の遅れ、中枢神経系の障害などの先天異常が見られる場合があります、これを胎児性アルコール症候群（FAS）と呼びます。

妊婦が摂取したアルコールは、胎盤を通じて胎児の体に入りますが、胎児にそのアルコールがどのように作用してFASを引き起こすのかについては、胎児の発育過程そのものに不明な点が多いことや、妊娠中に飲酒した時期、飲酒の頻度や飲酒量、母親と胎児の健康状態や遺伝的素因などさまざまな要因が関係することから十分に解明されていません。

しかし、最近の研究から、アルコールの代謝に伴って発生する物質が胎児の細胞を傷つけたり、神経細胞の正常な発育に必要な幾つかの物質の作用をアルコールが阻害してしまったりする可能性など、さまざまな原因が複雑に絡み合いながら、FASの発生に関与しているものと考えられています。

アルコールによる胎児の障害は、妊娠中であれば、いつでも起きる可能性があります。

また、妊娠中に飲酒しても安全なアルコールの量は明らかにされておらず、妊娠中の飲酒はその量や時期に関わらず、胎児に悪影響を与えるおそれがあるとされています。

詳細につきましては、食品安全委員会ホームページのファクトシートを御覧いただくよう、紹介しております。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告の内容、記載事項につきまして、御意見または御質問がありましたら、よろしく願います。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長代理 「（４）その他」の議事はございますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○見上委員長代理 それでは、本日の委員会の議事は終了いたしました。以上をもちまして「食品安全委員会」第 155 回会合を閉会いたします。

次の委員会会合につきましては、慣例ですと、８月 17 日木曜日となりますが、緊急に処理すべき事案、事項もないようですので、夏休みとさせていただきます。再来週 8 月 24 日木曜日 14 時から開催しますので、お知らせいたします。

また、８月 11 日金曜日 10 時から添加物専門調査会を公開で開催。

８月 21 日月曜日 15 時から緊急時対応専門調査会を公開で開催する予定にしておりますので、お知らせします。

今日はどうもありがとうございました。

以上です。